

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一  
……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 公共測量の実施 (五件)……………二  
……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………三  
……………(都市整備局都市基盤部交通企画課)……………三
- 建築士法による行政処分……………三  
……………(都市整備局市街地建築部建築企画課)……………三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………四  
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出……………五  
……………(産業労働局農林水産部水産課)……………五
- 土砂災害警戒区域等の指定……………五  
……………(建設局河川部指導調整課)……………五
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可……………八  
……………(港湾局離島港湾部管理課)……………八
- 平成六年警視庁告示第百十五号 (交番その他の派出所、駐在所の所属、名称及び位置に関する告示)の一部改正……………九

### 公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………一  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………一
- 東京都労働会館の休館……………二  
……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………二
- 東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定の廃止……………二  
……………(東京都職員共済組合)……………二
- 東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定……………二  
……………(同)……………二
- 東京都職員共済組合の役員退職及び就職……………二  
……………(同)……………二

### 告示

#### ●東京都告示第一号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第百七十六号) 第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 被処分者
  - (一) 商号 由企画株式会社
  - (二) 代表者氏名 代表取締役 村上 範行
  - (三) 主たる事務 国分寺市南町二丁目一番四十二号 所の所在地
  - (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇八〇六号
  - (五) 免許年月日 平成二十六年八月七日
- 二 処分年月日 平成三十年十二月七日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

#### 一 被処分者

- (一) 商号 株式会社ランドクリエーション
- (二) 代表者氏名 代表取締役 杉山 浩章
- (三) 主たる事務 世田谷区船橋一丁目十七番五号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇八五五号
- (五) 免許年月日 平成二十六年八月二十一日

二 処分年月日 平成三十年十二月八日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

#### 一 被処分者

- (一) 商号 東京創建株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 岩藤 潤悦
- (三) 主たる事務 江戸川区鹿骨二丁目三十七番十一号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九二〇三四号
- (五) 免許年月日 平成二十七年八月六日

二 処分年月日 平成三十年十二月九日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

#### 一 被処分者

- (一) 商号 株式会社 Yak Corporation
- (二) 代表者氏名 代表取締役 鳴瀧 泰史
- (三) 主たる事務 武蔵野市西久保一丁目六番三号 所の所在地

- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三五一号
- (五) 免許年月日 平成二十八年十月二十一日
- 二 処分年月日 平成三十年十二月九日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社エムレツジ
- (二) 代表者氏名 代表取締役 清水 秀昭
- (三) 主たる事務 豊島区池袋二丁目五十一番九一三〇五  
所の所在地 号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九七三七七号
- (五) 免許年月日 平成二十七年一月十六日
- 二 処分年月日 平成三十年十二月十八日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 練馬区石神井町一丁目、石神井町二丁目、

- 石神井町三丁目、石神井町四丁目、石神井町七丁目、石神井町八丁目、石神井台三丁目、東大泉一丁目、東大泉五丁目、高野台三丁目、高野台四丁目、高野台五丁目、谷原二丁目、谷原五丁目及び三原台一丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成三十年十二月十七日から平成三十一年三月十三日まで

●東京都告示第三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 練馬区豊玉中一丁目、豊玉中二丁目、豊玉中三丁目及び豊玉南一丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成三十年六月十九日から平成三十一年二月十九日まで

●東京都告示第四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、練馬区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 練馬区石神井町一丁目、石神井町二丁目、

- 一 測量施行者 練馬区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 練馬区上石神井一丁目、上石神井二丁目、上石神井三丁目、上石神井四丁目、石神井台一丁目、石神井台二丁目、石神井台四丁目、石神井台五丁目、石神井台七丁目、石神井台八丁目、下石神井四丁目、下石神井五丁目、下石神井六丁目、関町北一丁目、関町北四丁目、関町北五丁目、関町東一丁目、関町東二丁目、関町南二丁目、関町南三丁目、関町南四丁目及び立野町各地方内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月四日から同年三月十三日まで

●東京都告示第五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、葛飾区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 葛飾区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区金町二丁目及び柴又三丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成三十一年一月十六日から同年三月二十九日まで

●東京都告示第六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、青梅市

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 青梅市
- 二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）
- 三 測量の区域 青梅市地内
- 四 測量の期間 平成三十年十二月一日から平成三十一年三月二十二日まで

●東京都告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定に基づき平成二十三年東京都告示第七百八十四号東京都計画都市高速鉄道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十一年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 足立区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画都市高速鉄道事業東武鉄道伊勢崎線
- 三 事業施行期間 平成二十三年十二月二十日から平成三十六年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
なし

●東京都告示第八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第十条第一項の規定による建築士の処分をしたので、同条第五項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 被処分者の氏名、建築士の別及び登録番号  
別表のとおり
- 二 処分をした年月日  
平成三十年十二月四日
- 三 処分の内容  
戒告
- 四 処分の原因となった事実  
法第二十二條の二に規定する講習を期限内に受講しなかつたことが、法第十条第一項第一号に該当するため

別表

氏名	建築士の別	登録番号
小林 幸男	二級建築士	東京都知事登録 第22419号
野中 光男	二級建築士	東京都知事登録 第47481号
堀口 健治	二級建築士	東京都知事登録 第56420号
矢崎 照人	二級建築士	東京都知事登録 第56679号
矢野 恵子	二級建築士	東京都知事登録 第65145号
内田 記央	二級建築士	東京都知事登録 第76922号
波田 剛直	二級建築士	東京都知事登録 第77685号
久保 卓	二級建築士	東京都知事登録 第81967号
藤田 裕介	二級建築士	東京都知事登録 第83565号

●東京都告示第九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

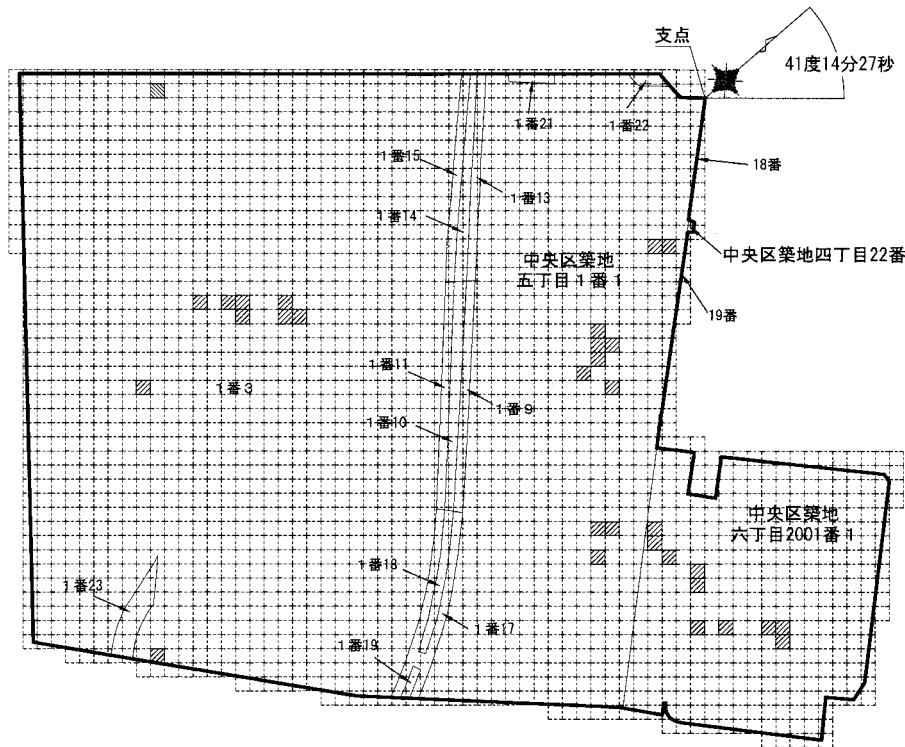
平成三十一年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(中央区築地五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



凡例

- 敷地境界
- 形質変更時要届出区域  
(この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域  
(平成30年東京都告示第832号により指定した区域)
- 単位区画線
- 筆境界線

〈支点〉  
 支点は、中央区築地五丁目1番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:41度14分27秒〉  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号。以下「令」という。)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、令第五条第三項の規定により、次のとおり届出に係る指定漁船調査を縦覧に供する。

平成三十一年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

加入区 の名称	発起人の住所 及び氏名	法第十三 条第一項の 申出をする 漁業協同組 合の名称	縦覧期間	縦覧場所
三宅島 加入区	三宅島三宅村 阿古千八百七 十六番地	三宅島漁業 協同組合	平成三十 一年一月 七日から 同日二十 日まで	三宅島三 宅村阿古 六百八十 番地 三宅島漁 業協同組 合
関 三宅島三宅村 伊豆千八十五 番地 池田 裕次	恒美			

●東京都告示第十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に  
 関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及  
 び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警  
 戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京  
 都建設局河川部、東京都八丈支庁及び青ヶ島村役場におい

て縦覧に供する。

平成三十一年一月七日

東京都知事 小池百合子

別表  
1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
青ヶ島村	402001-K001	急傾斜地の崩壊	別図の上より
	402001-K002		
	402001-K003		
	402001-K004		
	402001-K005		
	402001-K006		
	402001-K007		
	402001-K008		
	402001-K009		
	402001-K010		
	402001-K011		
	402001-K012		
	402001-K013		
	402001-K014		
	402001-K015		
	402001-K016		
	402001-K017		
	402001-K018		
	402001-K019		
	402001-K020		
	402001-K021		
	402001-K022		
	402001-K023		
	402001-K024		
	402001-K025		
	402001-K026		
	402001-K027		
402001-K028			
402001-K029			
402001-K030			
402001-K031			
402001-K032			
402001-K033			
402001-K034			
402001-K035			
402001-K036			
402001-K037			
402001-K038			
402001-K039			
402001-K040			
402001-K041			
402001-K042			
402001-K043			
402001-K044			
402001-K045			
402001-K046			
402001-K047			

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
青ヶ島村	402001-K048	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	402001-K049		
	402001-K050		
	402001-K051		
	402001-K052		
	402001-K053		
	402001-K054		
	402001-K055		
	402001-K056		
	402001-K057		
	402001-K058		
	402001-K060		
	402001-K059		
	402001-K061		
402001-D001			
土石流	402001-D002	土石流	別図のとおり
	402001-D003		
	402001-D004		
	402001-D005		
土石流	402001-D006	土石流	別図のとおり
	402001-D007		
	402001-D008		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な耐震に関する事項
青ヶ島村	402001-K001	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	402001-K002			
	402001-K003			
	402001-K004			
	402001-K005			
	402001-K006			
	402001-K007			
	402001-K008			
	402001-K009			
	402001-K010			
	402001-K011			
	402001-K012			
	402001-K013			
	402001-K014			
	402001-K015			
	402001-K016			
	402001-K017			
	402001-K019			
	402001-K020			
	402001-K021			
	402001-K022			
	402001-K023			
	402001-K024			
	402001-K025			
	402001-K027			
	402001-K029			
	402001-K030			
	402001-K031			
	402001-K032			
	402001-K033			
	402001-K035			
	402001-K036			
	402001-K037			
402001-K038				
402001-K039				
402001-K040				
402001-K041				
402001-K042				
402001-K043				
402001-K044				
402001-K045				
402001-K046				
402001-K047				
402001-K048				
402001-K049				
402001-K050				
402001-K051				
402001-K052				
402001-K053				

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
青ヶ島村	402001-K054	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	402001-K055			
	402001-K056			
	402001-K057			
	402001-K058			
	402001-K059			
	402001-K060			
	402001-K061			
	402001-D003	土石流		
402001-D005				
402001-D007				
	402001-D008			

●東京都告示第十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十二条第一項の規定に基づき、二見港港湾区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月七日

二見港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 しゅん功認可年月日

平成三十一年一月七日

二 しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

三 埋立区域

(一) 位置

小笠原村父島字東町地先二見港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯二七度〇五分四二秒四〇、東経一四二度一分四五秒六九)から二七度三〇分一五秒一九〇・三〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から一三五度二三分四〇秒六・八メートルの地点

③の地点 ②の地点から二二五度一六分五三秒〇・四



三メートルの地点

④の地点 ③の地点から二二五度一八分一三秒六・二七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三一六度五四分五八秒七・〇七メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から四六度五八分一五秒五・九八メートルの地点

(三) 面積

四六・一二平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

五 埋立つの免許の年月日及び番号

平成二十八年十一月八日 二十八港島管第七百十九号

六 法第二十二条第三項の市町村

小笠原村

告示(警)

●警視庁告示第1号

交番その他の派出所、駐在所の所属、名称及び位置に関する平成6年7月1日警視庁告示第115号の一部を次のように改正する。

平成31年1月7日

警視總監 三 浦 正 充

2の表警視庁神田警察署の項中

水道橋駅前交番 千代田区三崎町三丁目9番1号

水道橋駅前交番 千代田区神田三崎町三丁目9番1号

改め、同表警視庁築地警察署の項中

中央市場交番 中央区築地五丁目2番1号

新富町交番 中央区新富二丁目14番6号

新富町交番 中央区新富二丁目14番6号

改め、同表警視庁三田警察署の項中

田町駅東口交番 港区芝浦三丁目1番36号

田町駅東口交番 港区芝浦三丁目1番26号

改め、同表警視庁品川警察署の項中

青物横丁駅前交 品川区南品川二丁目5番1号

青物横丁駅前交 品川区南品川二丁目5番9号

青物横丁駅前交 品川区南品川二丁目5番9号

改め、同表警視庁大森警察署の項中

谷戸交番 大田区大森西五丁目27番8号

谷戸交番 大田区大森西六丁目17番24号

改め、同表警視庁池上警察署の項中

市野倉交番 大田区中央六丁目8番6号

市野倉交番 大田区中央七丁目5番1号

改め、同表警視庁目白警察署の項中

千登世橋交番 豊島区雑司が谷三丁目1番1号

千登世橋交番 豊島区雑司が谷二丁目6番3号

改め、同表警視庁板橋警察署の項中

大山町交番 板橋区大山町23番7号

大山町交番 板橋区大山西町52番15号

改め、同表警視庁城東警察署の項中

葛西橋西交番 江東区東砂五丁目14番1号

葛西橋西交番 江東区東砂六丁目20番4号

改め、同表警視庁葛飾警察署の項中

堀切駅前交番 葛飾区堀切四丁目10番1号

堀切駅前交番 葛飾区堀切四丁目9番6号

改め、同表警視庁小岩警察署の項中

菅原橋交番 江戸川区本一色二丁目22番1号

菅原橋交番 江戸川区本一色二丁目1番9号

改め、同表警視庁町田警察署の項中

森野交番 町田市森野二丁目7番10号

中町交番 町田市中町一丁目20番28号

中町交番 町田市中町一丁目20番28号

改める。

### 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十一年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) マルエツ水道町店
- 二 店舗所在地 新宿区水道町二十九ほか
- 三 設置者名 三晃印刷株式会社
- 四 意見
- ア 聴取者 新宿区長
- イ 概要 意見なし
- ウ 収受日 平成三十年十二月十二日
- 五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 六 縦覧期間 平成三十一年一月七日から同年二月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 ニトリ大田大鳥居店

二 店舗所在地 大田区東糀谷二丁目十二番二十二号

三 設置者名 株式会社ニトリ

四 意見

ア 聴取者 大田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年十二月十三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十一年一月七日から同年二月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都労働政会館の休館について

東京都労働政会館設置及び管理に関する条例（昭和二十八年東京都条例第五十四号）第五条第二項の規定により、東京都労働政会館を次のとおり休館する。

平成三十一年一月七日

東京都知事 小 池 百合子

名 称	期 日	理 由
東京都南部労働政会館	平成三十一年四月七日、 同月二十一日、平成三十一年五月五日、同月十九日、平成三十一年六月二日、同月十六日、平成三十一年七月七日、同月二十一日、平成三十一年八月四日、同月十八日、平成三十一年九月一日、同月十五日、平成三十一年十月六日、同月二十日、平成三十	

東京都国分寺労働政会館

平成三十一年四月八日、同右  
同月二十八日、平成三十一年五月十三日、同月二十六日、平成三十一年六月十日、同月二十三日、平成三十一年七月八日、同月二十八日、平成三十一年八月十三日、同月二十五日、平成三十一年九月九日、同月二十二日、平成三十一年十月十五日、同月二十七日、平成三十一年十一月十一日、同月二十四日、平成三十一年十二月九日、同月二十二日、平成三十二年一月十四日、同月二十六日、平成三十二年二月十日、同月二十三日、平成三十二年三月九日及び同月二十二日

東京都八王子労働政会館

平成三十一年四月一日、同右  
同月二十一日、平成三十一年五月六日、同月十九日、平成三十一年六月三日、同月十六日、同月三十一日、平成三十一年七月一日、同月二十一、平成三十一年八月五日、同月十八

日、平成三十一年九月二日、同月十五日、平成三十一年十月七日、同月二十日、平成三十一年十一月四日、同月十七日、平成三十一年十二月二日、同月十五日、平成三十二年一月六日、同月十九日、平成三十二年二月三日、同月十六日、平成三十二年三月二日及び同月十五日

雑報

●東京都職員共済組合告示第一号

平成二十九年東京都職員共済組合告示第二号により告示した東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定は、平成三十年十一月三十日をもって廃止した。

平成三十一年一月七日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

●東京都職員共済組合告示第二号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第十二条第一項の規定に基づき、平成三十年十二月三日付けで、東京都職員共済組合理事長の職務代理を行う者として、理事黒田祥之を指定した。

平成三十一年一月七日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

東京都職員共済組合の役員退職及び就職について

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があつたので、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第十四条第四項の規定に基づき公告する。

平成三十一年一月七日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

一 退職役員

役職名	氏名	所 属	退職年月日
理事長	多羅尾光陸	東京都副知事	平成三十年十一月三十日

理事	黒田 祥之	東京都職員共済組合事務局長	同日
----	-------	---------------	----

同右	遠藤 雅彦	東京都総務局長	同日
----	-------	---------	----

同右	田中 秀司	港区副区長	同日
----	-------	-------	----

同右	山下 勇	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課	同日
----	------	--------------------	----

同右	吉川 貴夫	目黒区民生生活部国保年金課（退職時）	同日
----	-------	--------------------	----

同右	福田 智	東京都交通局自動車部江東自動車営業所	同日
----	------	--------------------	----

同右	諸隈 信行	東京都水道局南部支所庶務課	同日
----	-------	---------------	----

監事	志賀 徳壽	特別区人事・厚生事務組合副管理者	同日
----	-------	------------------	----

同右	高木 龍二	渋谷区土木清掃部道路課（退職時）	同日
----	-------	------------------	----

二 就職役員

同右	武藤 弘道	前水道局北部第二支所（学識経験者）	平成三十年十二月十四日
----	-------	-------------------	-------------

役職名	氏名	所 属	就職年月日
理事長	多羅尾光陸	東京都副知事	平成三十年十二月三日

理事	黒田 祥之	東京都職員共済組合事務局長	同日
----	-------	---------------	----

同右	遠藤 雅彦	東京都総務局長	同日
----	-------	---------	----

同右	田中 秀司	港区副区長	同日
----	-------	-------	----

同右	鎌滝 裕輝	東京都環境局環境改善部自動車環境課	同日
----	-------	-------------------	----

同右	吉川 貴夫	目黒区民生生活部国保年金課（退職時）	同日
----	-------	--------------------	----

同右	福田 智	東京都交通局自動車部江東自動車営業所	同日
----	------	--------------------	----

同右	諸隈 信行	東京都水道局南部支所庶務課	同日
----	-------	---------------	----

監事	志賀 徳壽	特別区人事・厚生事務組合副管理者	同日
----	-------	------------------	----

同右	小宮山 勉	港区芝浦港南地区総合支所区民課	同日
----	-------	-----------------	----

同右	武藤 弘道	前水道局北部第二支所（学識経験者）	平成三十年十二月十五日
----	-------	-------------------	-------------

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001